

○茅野市公民館運営審議会規則

昭和40年5月25日

教委規則第4号

改正 昭和46年7月1日教委規則第2号

昭和58年3月22日教委規則第2号

平成29年9月27日教委規則第6号

第1条 茅野市公民館運営審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営については、茅野市公民館条例（昭和40年茅野市条例第10号）の規定によるほか、この規則の定めるところによる。

第2条 審議会の会議は、定例会及び臨時会とし、館長がこれを招集する。

2 定例会は、年4回開催する。

3 臨時会は、館長が必要と認めたときに臨時に開催する。ただし、審議会委員半数以上の要求があったときは、臨時会を招集しなければならない。

第3条 審議会の会議は、審議会の委員の2分の1以上の出席がなければ成立しない。

第4条 審議会に委員の互選により議長及び副議長を置く。

2 議長は、審議会の議事をつかさどる。

3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代理する。

第5条 審議会に書記を置き、中央公民館職員の中から館長の同意を得て議長がこれを委嘱する。

2 書記は、議長の命を受けて庶務をつかさどる。

第6条 審議会は、必要によって専門部会を設けることができる。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和40年4月1日から適用する。

2 茅野市中央公民館運営審議会規程（昭和30年茅野町教委規程第8号）は、廃止する。

附 則（昭和46年7月1日教委規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和58年3月22日教委規則第2号）

この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（平成29年9月27日教委規則第6号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。